別表第五類の項下欄第一号出を次のように改め

2

田区一ツ橋一丁目二番二号」に改める。 「七丁目七番二十六号」に改め、同表機械保全の 「港区芝公園三丁目一番二十二号」を「千代

この省令は、 公布の日から施行する。

## 〇経済産業省令第百九号

正する省令を次のように定める。 二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改 平成二十八年十二月十二日 商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号) 第

標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第 商標法施行規則の一部を改正する省令 経済産業大臣 世耕 弘成

のり及び接着剤」に改める。 十三号)の一部を次のように改正する。 (事務用又は家庭用のものを除く。)」を「工業用 |表第一類の項下欄第三号中「のり及び接着剤

プクリーム」に改め、同号穴を次のように改める。 号三中「薬用クリーム リップクリーム」を「リッ を「スキンローション」に、「ひげそり用化粧水 第四号二中「オーデコロン スキンローション」 用せっけん」を「水せっけん」に改め、同項下欄 薬用化粧水」を「ひげそり用化粧水」に改め、同 別表第三類の項下欄第一号中「水せっけん 香水類 薬

粉末香水 オーデコロン 香水 固形香水 練り香

キーワックスはぜろう」に改める。 や出し布」を「つや出し紙」に改める。 別表第四類の項下欄第四号中「はぜろう」を「ス 表第三類の項下欄第十号中「つや出し紙 つ

## 外皮用薬剤

医療用ベビーパウダー 皮膚軟化剤 寄生性皮膚疾患用剤 医療用せっけん 医療用ベビーオイル 消炎剤 鎮痛剤 毛髪用剤 殺菌消毒剤 収れ 鎮痒剤 化のう性疾患用剤 てんか粉

下欄第十八号中「金属製のきゃたつ及びはしご」 を コイル ビレット」を「ビレット」に改め、同項 別表第六類の項下欄第一号三中「チンバーイン 「金属製植物の茎支持具 金属製のきゃたつ及

表ウェブデザインの項中「六丁目二番三号」を|びはしご」に、「金属製帽子掛けかぎ」を「金属製 旗ざお金属製帽子掛けかぎ」に改め、 同項下欄

十三 金属製靴合わせくぎ 金属製靴くぎ 金属製靴びょう 金属製靴保護金具

ラッチ機構 減速機」に改める。 ンド工具 耐磨耗ダイヤモンド工具」に改め、同 中「切削工具 を「軸継ぎ手」に改め、同号□中「減速機」を「ク 項下欄第二十八号①中「軸継ぎ手 ベアリング」 電気溶接装置」を「電気溶接機」に改め、同号八 別表第七類の項下欄第一号四中「電気溶接機 耐磨耗工具」を「切削用ダイヤモ

削り器」に改める。 第六号中「糸通し器 チャコ削り器」を「チャコ 切 別表第九類の項下欄第三十号の次に次の一号を 別表第八類の項下欄第五号中「角砂糖挟み 缶 くるみ割り器」を「缶切」に改め、同項下欄

加える。

三十一 腕時計型携帯情報端末 スマートフォ

下欄第二号中「おしゃぶり」を「医療用指サック 菌用の器具 診療台」を「診療台」に改め、同項別表第十類の項下欄第一号四中「消毒用及び滅 法哺乳器」に改める。 おしゃぶり」に、「魔法哺乳器 指サック」を「魔

し、 号とし、同項下欄第十三号を同項下欄第十二号と を「業務用冷凍機械器具」に改め、同項下欄第十 一号を削り、同項下欄第十二号を同項下欄第十一 別表第十一類の項下欄第十号中「冷凍機械器具 十二 化学製品製造用乾燥装置 化学製品製造 同号を次のように改める。

用換熱器 化学製品製造用蒸煮装置 化学製

品製造用蒸発装置 化学製品製造用蒸留装置

第十三号とし、同項下欄第十五号を同項下欄十四 号とし、同項下欄第十六号を同項下欄第十五号と を「業務用暖冷房装置」に改め、同号を同項下欄 別表第十一類の項下欄第十四号中 [暖冷房装置] 同号を次のように改める。 化学製品製造用熱交換器 美

とし、同号を次のように改める。 六号とし、 十五 タオル蒸し器 美容院用頭髪乾燥機 別表第十一類の項下欄第十七号を同項下欄第十 容院用頭髪蒸し器 理髪店用洗髪台 同項下欄第十八号を同項下欄第十七号

工業用水用浄水装置

上水用浄水装置

下欄第二十三号とする。 号中「懐炉灰 化学物質を充てんした保温保冷具 号を同項下欄第二十二号とし、同項下欄第二十四 号を同項下欄第二十一号とし、同項下欄第二十三 八号とし、同項下欄第二十号を同項下欄第十九号 庭用浄水器 (電気式のものを除く。)」に改め、同 し、同項下欄第二十二号中「家庭用浄水器」を「家 湯たんぽ」を「湯たんぽ」に改め、同号を同項 別表第十一類の項下欄第十九号を同項下欄第十 同項下欄第二十一号を同項下欄第二十号と

を「クラッチ機構 減速機」に改める。 改め、同項下欄第十一号 中「軸継ぎ手 ベアリ の乗物用の動力機械器具(その部品を除く。)」に 乗物用の動力機械(その部品を除く。)」を「陸上 中「ギヤクランク 空気ポンプ」を「空気ポンプ」 を「クラッチペダル」に改め、同項下欄第五号に ング」を「軸継ぎ手」に改め、同号□中「減速機 に、「チェーン チェーンケース チューブ」を 「チューブ」に改め、同項下欄第十号中「陸上の 別表第十二類の項下欄第四号□中「クラッチ」

を「シール」に、「指サック ラベル(布製のもの を バリン」を「タンバリン」に、「トランペット」を 「ドラム用スティックトランペット」に、「ばち 別表第十六類の項下欄第八号四中「クリップ」 別表第十五類の項下欄第一号〇中「太鼓 タン ハンドベル」を「ハンドベル」に改める。 「紙製ラベル クリップ」に、「下げ札 シール」

製のものを除く。)」に改める。 を除く。)」を「指サック」に改める。 属製のものを除く。) 吹付け塗装用ブース (金属 用ブース (金属製のものを除く。)」を「旗ざお(金 別表第十九類の項下欄第十六号中「吹付け塗装

改め、同項下欄第十三号の次に次の一号を加える。 ざお ハンガーボード」を「ハンガーボード」に 具」を「植物の茎支持具(金属製のものを除く。)」 に、「スリーピングバッグ扇子」を「扇子」に、「旗 別表第二十類の項下欄第九号中「植物の茎支持 十四 靴合わせくぎ (金属製のものを除く。) 靴くぎ(金属製のものを除く。) 靴びょう(金 属製のものを除く。) 靴保護金具(金属製の

別表第二十一類の項下欄第二号四を次のように

(四) 品保存用ガラス瓶 アイスボックス 水筒 氷冷蔵庫 魔法瓶 米びつ

食

改め、同項下欄第三号中「バケツ」を「つや出し しょう入れ」を「角砂糖挟み こしょう入れ」に を「くるみ割り器 こし器」に改め、同号内中「こ 器」に改める。 園芸用の水耕式植物栽培器」を「化学物質を充て んした保温保冷具 別表第二十一類の項下欄第二号回中「こし器」 バケツ」に改め、同項下欄第十一号中「家庭 家庭園芸用の水耕式植物栽培

改める。 別表第二十二類の項下欄第十三号を次のように

十三 羽 未加工の牛毛 別表第二十四類の項下欄第十二号の次に次の一 未加工の豚毛 未加工の馬毛 未加工のたぬきの毛

十三 スリーピングバッグ

号を加える。

せくぎ 底」に改める。 びょう 靴保護金具 地下足袋底」を「地下足袋 こくぎ 靴くぎ 靴中敷き」を「靴中敷き」に、「靴別表第二十五類の項下欄第三号〇ロ中「靴合わ

「糸通し器 裁縫箱」に改める 別表第二十六類の項下欄第六号中 別表第二十七類の項下欄第一号中 「裁縫箱」 「尻敷き を

を同項下欄第十二号とする。 欄第十一号を同項下欄第十号とし、同項下欄第十 マット」を「マット」に改める。 二号を同項下欄第十一号とし、 別表第二十八類の項下欄第十号を削り、 同項下欄第十三号 同項下

ツバター」に改める。 トスプレッド ピーナッツバター」を 別表第二十九類の項下欄第六号中「チョコレー 「ピーナッ

二十 チョコレートスプレッド

別表第三十類の項下欄第十九号の次に次の

一号

を加える。

に改める。 中「トマト」を「とうもろこし 合飼料 ペットフード」に改め、同項下欄第十号 物)」に改め、同項下欄第七号中「配合飼料」を「配 もろこし」を「そば(穀物) とうもろこし (穀 別表第三十一類の項下欄第一号中「そば (野菜) トマト とう

外の部分を次のように改める。 別表第三十五類の項下欄第一号

改める。 別表第三十六類の項下欄第十四号を次のように

十· 四 前払式支払手段の発行